

議案 第 16 号

平成28年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,362千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、200,326千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成 29年 3月 3日 提出

木古内町長 大森 伊佐緒

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		6,341	500	6,841
	1 負担金	6,341	500	6,841
4 繰入金		91,875	△62	91,813
	1 繰入金	91,875	△62	91,813
7 町債		46,600	△5,800	40,800
	1 町債	46,600	△5,800	40,800
歳入	合計	205,688	△5,362	200,326

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		53,097	△1,870	51,227
	1 総務管理費	53,097	△1,870	51,227
2 施設費		62,389	△2,142	60,247
	1 施設整備費	62,389	△2,142	60,247
3 公債費		90,152	△1,350	88,802
	1 公債費	90,152	△1,350	88,802
歳出合計		205,688	△5,362	200,326

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前			補 正 後			償 還 の 方 法
	限 度 額	起債の方法	利 率	限 度 額	起債の方法	利 率	
下 水 道 事 業 債	46,600	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年 5.0 % 以 内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	40,800	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年 5.0 % 以 内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他については当該借入先と協定するものとする。</p> <p>ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。</p>
計	46,600			40,800			